

米原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

米原市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年米原市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「がこれに署名押印しなければならない。」を「の氏名を記載しなければならない。」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改め、同条第 8 項中「がこれに署名押印しなければならない。」を「の氏名を記載しなければならない。」に改める。

第 9 条第 2 項および第 10 条第 2 項中「がこれに署名押印しなければならない。」を「の氏名を記載しなければならない。」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(審査の申出) 第4条1～3 略</p> <p><u>4</u> 略 <u>5</u> 略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条1・2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員および調書を作成した書記の<u>氏名を記載しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (口頭審理)</p> <p>第8条1～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しな<u>なければならない。</u> (1)～(3) 略</p> <p>6・7 略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員および調書を作成した書記の<u>氏名を記載しなければならない。</u> (1)～(5) 略 (実地調査)</p>	<p>(審査の申出) 第4条1～3 略 <u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団または財団であるときは、代表者または管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略 <u>6</u> 略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条1・2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員および調書を作成した書記が<u>これに署名押印しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (口頭審理)</p> <p>第8条1～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)～(3) 略</p> <p>6・7 略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員および調書を作成した書記が<u>これに署名押印しなければならない。</u> (1)～(5) 略 (実地調査)</p>	<p>・審査の申出における審査申出人の押印省略</p> <p>・項ずれ ・項ずれ</p> <p>・口頭意見陳述における調書の委員および書記の署名押印省略</p> <p>・口頭審理における口述書の提出者の署名押印省略</p> <p>・口頭審理における調書の委員および書記の署名押印省略</p>

<p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員および調書を作成した書記の<u>氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員および調書を作成した書記の<u>氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員および調書を作成した書記が<u>これに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員および調書を作成した書記が<u>これに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 実地調査における調書の委員および書記の署名押印省略 ・ 議事についての調書の委員および書記の署名押印省略
--	--	---